

# 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成 22 年 7 月 26 日

評価者：市民・こども局公の施設管理運営調整委員会

## 1. 業務概要

施設名	川崎市アートセンター
指定期間	平成 19 年 10 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日（開館日 平成 19 年 10 月 31 日）
業務の概要	1 アートセンター事業の実施に関する業務 2 施設の運営に関する業務、施設及び設備等の維持管理に関する業務 3 その他施設の管理運営のために必要な業務
指定管理者	名称：川崎市文化財団グループ 代表者：財団法人川崎市文化財団 理事長 寺尾 嘉剛 住所：川崎市川崎区駅前本町 1 2 番地 1 電話：044-222-8821
所管課	市民・こども局市民文化室 044-200-2416（内線：27751）

## 2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>1 事業の概要について</p> <p>アートセンターでは、新しい芸術文化を創り発信する（創る）、芸術文化の担い手を育てる（育てる）、市民が質の高い芸術文化を楽しむ（楽しむ）、ネットワーク型アートセンターコアとして芸術のまちづくりをリードする（ネットワークする）、質の高い企画力と効果的・効率的な管理運営を継続する（効果的運営）、という運営方針に基づき、劇場（アルテリオ小劇場）と映像ホール（アルテリオ映像館）などの施設を活用し、芸術文化の創造・発信・交流を促進するための事業を行うとともに、情報の収集や提供、活動の支援等を行なっている。</p> <p>また、施設や設備を市民の利用に供し、芸術文化に係る施設や活動団体との連携を推進している。</p> <p>（1）小劇場</p> <p>創造発信事業として、アーティスト（劇団等）と指定管理者とのコラボレーションによる新作公演を行うなど、新しい方向性を生み出すような舞台芸術の発信ができた。</p> <p>特定事業の青少年舞台芸術活動事業として行われた、子どもたちとアーティストがつくる舞台「Be A Clown!」は、未来を担う青少年が舞台芸術に親しみ、豊かな感性を育むことを目的に取り組んだ。</p> <p>アーティストの育成を目的として行っているクリエイション・サポート事業は、劇場空間を「稽古場や実験の場」として提供し、本公演の実現に向けて創造・制作のプロセスを支援するものであり、新聞でも取り上げられた。</p> <p>（2）映像館</p> <p>「KAWASAKI しんゆり映画祭」では、多様な作品を多彩なゲストのトークショーやシンポジウムなどと併せて上映し、映画の魅力を体感してもらうことができた。</p> <p>映像館におけるトーク等事業では、映画監督や映画評論家など、多彩なゲストを招いて、ゲストトークや解説、講座等を行い、映画の魅力を伝えることでリピーターの確保に努めた。</p>

小学生を対象にしたワークショップを、春休み、夏休みに開催し、映画・アニメを自ら作ることで、映画の楽しさを体感してもらうなど、青少年の芸術文化に対する関心を高めることに寄与した。

映像館では、1日平均5回の上映を行うことで、利用者の作品や上映時間などに対する選択肢を増やし利用促進に繋げた。

(3) その他

新百合ヶ丘駅周辺の文化施設が協働して開催した芸術イベント「アルテリッカ・しんゆり」に主催者の一員として参加し、地域と連携したサービスを提供することができた。

2 利用実績について

※平成19年度は平成19年10月31日～20年3月31日の数値

(1) 小劇場（席数 195席）

ア 小劇場公演等回数・入場者数

平成19年度	平成20年度	平成21年度
48回 5,136人	92回 12,110人	140回 14,737人

※ 主催・共催・提携事業、貸館事業での公演等回数。

イ 青少年舞台芸術活動事業 出演者数・公演回数・入場者数

平成19年度	平成20年度	平成21年度
35人 3回 1,330人 (会場：すくらむ21)	28人 2回 297人 (会場：アートセンター)	18人 3回 355人 (会場：アートセンター)

※ 平成19年度は「かわさきヤングミュージカル」、20年度以降は「アルテリオ・パフォーマンス・スタジオ」を実施している。20年度から21年度において出演者数に変動があるのは、募集定員を絞り、少人数でより効果を上げるため。

ウ 小劇場ワークショップ等事業 事業数・参加者数

平成19年度	平成20年度	平成21年度
4事業 415人	2事業 191人	3事業 46人

※ 平成19年度は、オープニング記念講演を含むため参加者数が多い。平成20年度は通常営業に戻ったが、川崎市高校演劇連盟ワークショップ（参加者171人）を実施したため、参加者数が多くなっている。平成21年度は、青少年舞台芸術活動事業で取り組んだ「Be A Clown!」をさらに継続し、参加者数を絞ってワークショップとして実施した。

エ 小劇場利用率（1日3区分別）

平成19年度	平成20年度	平成21年度
85.7%	68.4%	80.3%

※ 前記アの公演等のほか準備等も含んだ小劇場の利用率。利用率の変動の主な要因である主催等事業（貸館を除く事業）で見ると、平成19年度はオープニングのため利用率が高く、平成20年度は通常営業のため利用率が低くなったが、平成21年度は事業運営が軌道に乗ったこと及びある程度認知度が向上したことによ

り、公演数等が増加した。

(2) 映像館（席数 113 席）

ア 映像館上映等回数・入場者数

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
426 回 7,831 人	1,453 回 34,419 人	1,473 回 35,903 人

イ KAWASAKI しんゆり映画祭 上映回数・入場者数

平成 19 年度 11/15～12/16 (映像館オープニングイ ベントとして 32 日間)	平成 20 年度 10/12～11/3 (23 日間)	平成 21 年度 9/20～9/27 (8 日間)
115 回 3,253 人	73 回 2,147 人	33 回 1,775 人

※ 平成 19 年度は映像館オープニングイベントのため上映回数が多い。平成 20 年度はアートセンター開設後初めてしんゆり映画祭本祭がアートセンターを会場にして行われた年であり、広く認知を図るため上映回数を増やして開催した。平成 21 年度は、ある程度認知されたので、アートセンター開設以前の回数に戻して開催した。

ウ 映像館トーク等事業実施回数・入場者数（共催のしんゆり映画祭を除く）

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
36 回 1,288 人	23 回 1,133 人	41 回 2,076 人

エ アルテリオ・シネマ会員数

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
534 人	1,257 人	1,329 人

オ 映像館利用率（1 日 3 区分別）

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
90.0%	87.7%	86.6%

(3) その他の施設

ア 映像編集室利用率（1 日 3 区分別）

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
22.6%	7.5%	19.1%

イ 録音室利用率（1 日 3 区分別）

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
18.0%	18.9%	29.0%

※ 映像編集室、録音室は、バリアフリー上映のための副音声ガイド・字幕制作に活用されており、アートセンターの特徴的な設備の一つである。一般への貸し出しも行っているが、プロ仕様の高度な設備であるため、利用者が少ない。

平成 20 年度の利用率が低かったため、ポスターを作成し掲示したところ平成 2

		<p>1 年度は利用率が増加した。</p> <p>3 評価について</p> <p>(1) 小劇場関係</p> <p>アーティストと指定管理者が協働で事業を行う取組や、子ども向けワークショップ事業、舞台芸術の若手アーティストの活動を支援など、仕様書を上回る創造的な事業に取り組み、特にワークショップのアンケートには責任感や自信がついたなどの声が多数寄せられた。</p> <p>特定事業の青少年舞台芸術活動事業では、子どもたちとアーティストがつくる舞台「Be A Clown!」が実施され、未来を担う青少年が舞台芸術に親しみ、豊かな感性を育むことができた。参加者の満足度も高く、仕様書を上回る質の高いプログラムを提供できた。</p> <p>(2) 映像館関係</p> <p>月曜の休映日、点検日、休館日を除くほぼ毎日、新作・名画・秀作の作品を中心に1日平均5回の上映を行い、また、トーク等事業を年40回前後開催して市民と映画監督等のアーティスト等との交流や映画・映像芸術に対する理解を深める機会を提供し、仕様書を上回る多くの良質な映画・映像芸術プログラムを提供したことにより、アートセンターから芸術文化の発信ができた。</p> <p>特定事業のKAWASAKI しんゆり映画祭事業では、主催者の地域のNPO 法人と協働して取り組み、アートセンター企画等、仕様書を上回る多彩なプログラムを提供できた。</p> <p>(3) その他の施設関係</p> <p>映像編集室、録音室については、バリアフリー上映のための副音声ガイド・字幕制作に活用されているアートセンターの特徴的な設備の一つであり、センター業務に使用されていないときには一般に貸し出している。プロ仕様の高度な設備にもかかわらず、20年度から21年度にかけては利用率がそれぞれ上昇している。指定管理者による、副音声ガイド制作講座等で利用の拡大を図るとともに、操作技術の習得の場を提供しており、これらの取組を一層推進していく必要がある。</p> <p>(4) 施設の運営、施設及び設備等の維持・管理に関する業務</p> <p>施設の運営、施設・設備等の維持・管理に関する業務に関しては、年間約5万人の入場者がありながら施設管理に起因する事故はなく、概ね仕様書どおり適正にサービスを提供できた。</p> <p>(5) その他施設の管理運営のために必要な業務</p> <p>概ね仕様書どおり適正にサービスを提供できた。</p>
2	<p>当初の事業目的を達成することができたか。</p>	<p>1 事業の目的について</p> <p>芸術文化の創造、発信、及び交流を促進するとともに、芸術文化の鑑賞の機会を提供し、もって市民の芸術文化の発展に寄与することを目的として設置した芸術文化施設である。(川崎市アートセンター条例第1条)</p> <p>2 達成状況について</p> <p>上記2-1-2の利用実績、2-1-3の事業実績のとおり達成されている。収支計画については、事業活動支出に占める指定管理委託料の割合が、19年度95.7% 20</p>

		<p>年度 76.5% 21 年度 69.6%となり、着実に指定管理者として自主財源の確保が進むなど、効率的な執行が行われている。</p> <p>3 評価について 事業目的を達成しており、適正であると評価できる。</p>
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<p>1 安全・安心に関する取組について 職員の配置について、仕様書に基づき適切に行い、事故・災害発生時の対応マニュアルを作成し職員の役割分担等を明確にしている。消防訓練を年 2 回実施し、災害が発生したときの行動要領を所内で確認している。事故等があったときは速やかに市へ報告し情報共有している。年間約 5 万人の入場者がありながら過去に施設管理に起因する事故はなく、館内での軽度の突発事項には迅速・適切に対応できている。個人情報の保護においても、適正な運用がされており、川崎市個人情報保護条例をはじめとする関係法令の遵守がなされている。</p> <p>2 評価について 安全・安心に関する取組については、適正であると評価できる。</p>
4	さらなるサービス向上のために、どのような課題や改善策があるか。	<p>平成 19 年度から 21 年度の 3 年間は、各年度評価等の結果、概ね順調に指定管理業務を実施することができたが、さらなるサービス向上のための今後の方向性及び課題・改善策は次のとおりである。</p> <p>1 今後の方向性 アートセンター基本計画で示している基本理念等を実現するため、アートセンターの運営方針は、引き続き現行の指定管理仕様書にある、創る、育てる、楽しむ、ネットワークする、効果的運営の 5 項目とし、5 項目のバランスの取れた運営を行う。加えて、これまでの取組を評価しつつ、今後、次の内容について重点を置いて運営していくことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「創る」 アーティストと指定管理者が協働で作品の企画・制作を行うなど、特に舞台芸術と映像の分野においてアートセンターから新しい芸術文化を創造し、発信する。</li> <li>・「育てる」 芸術文化活動を将来にわたり継承、発展させていくためには、未来のアーティスト・未来の観客（ファン等）となる子どもたちに対し芸術文化に親しみ創造性を育む取組や、若手アーティストの育成などの地道な取組を継続していく必要がある。アーティストそのものの育成だけでなく、芸術文化に興味・関心を持つ支援者等の裾野を広げる取組を併せて行うことが重要である。このため、「育てる」に重点を置いて運営していく。第一期の青少年舞台芸術活動事業、若手アーティスト支援事業、ワークショップ事業の成果を踏まえ、発展させる取組を検討する。</li> <li>・「楽しむ」 子ども、若い世代、中高年層等、地域の幅広い世代にアピールすることを意識したプログラム展開をする。</li> <li>・「ネットワークする」（さらなる周辺文化・芸術施設との連携） 新百合ヶ丘駅周辺の文化・芸術施設のみならず、市内の映像関連施設等（市民ミュージアム、「映像のまち・かわさき」推進フォーラム等）、さらには市域を超えた小田急線沿線の文化施設との連携を図り、互いの施設の相乗効果を発揮する</li> </ul>

		<p>ネットワーク型アートセンターとしての取組を充実させ、芸術のまちづくりをリードする芸術文化の拠点となることを目指す。</p> <p>2 課題・改善策</p> <p>前記1「今後の方向性」を実現するためには、施設の認知度向上及びモニタリングの強化が課題であると認識しており、次により取組を強化していく。</p> <p>(1) さらなる施設の認知度向上含めた情報発信の強化</p> <p>アートセンターは、芸術文化の拠点として、周辺施設とネットワークを図り、地域の芸術・文化資源を活用しながら芸術によるまちづくりをリードする役割を担う施設であることから、さらなる施設の認知度向上を含めた情報発信の強化が必要である。</p> <p>例えば、次のような取組を充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市と連携し、市政だよりでアートセンター特集を組む。</li> <li>・季節ごとに名物イベントやテーマを打ち出す（春の祭り、夏休み特集、秋の文化フェスティバル、冬の寄席など）。</li> <li>・年間を通じて子ども向けワークショップを定期的で開催する（子ども・子育て世代へのアピール）。</li> <li>・それぞれのニーズに合わせた媒体・方法で重点的に広報・宣伝活動を行う。</li> </ul> <p>（例）鑑賞事業の周知：マスメディアの活用</p> <p style="padding-left: 40px;">アーティスト育成：ホームページ</p> <p style="padding-left: 40px;">青少年育成：子育て関連施設、ミニコミ紙</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術のまちづくりの核として、市内及び周辺の芸術文化情報の収集に努め、アートセンターの事業に限らず、広く情報を発信する。</li> </ul> <p>(2) さらなるモニタリングの強化</p> <p>指定管理者によって提供されたサービスの内容が、利用者満足度の向上につながる事が大切であり、利用者満足度調査や貸館利用者への調査などモニタリングの強化を図り、事務事業の改善を行う必要がある。</p>
--	--	--

### 3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	<p>1 所管課による適切なマネジメントについて</p> <p>週1回、アートセンター職員、所管課職員等が参加して運営会議を行い、各事業の進捗状況・結果の報告、業務改善の検討などを行っている。所管課は、管理運営状況について現地で確認を行い、必要に応じて業務改善や指示等を適切に行うとともに、情報共有を十分図っている。</p> <p>苦情や事故があった場合には迅速・適切に対応するとともに、所管課に報告・相談することを指導し実践させている。</p> <p>2 評価について</p> <p>所管課によるマネジメントは、適切であると評価できる。</p>
2	制度活用による効果はあったか。	<p>舞台芸術・映像芸術に対する高度な専門的知識と事業実施に関するノウハウを有していることが求められることから、平成19年度開設当初から指定管理者制度を導入している。</p> <p>1 サービス面</p>

		<p>上記 2-1-2 の利用実績、2-1-3 の評価のとおり、指定管理者がもつ舞台芸術・映像芸術に対する高度な専門的知識と事業実施に関するノウハウを活かした施設運営・事業展開が行われた。施設全体の入場者数は毎年増加しており、サービス面で期待したとおりの効果を得ることができたと評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場者総数</li> </ul> <p>平成 19 年度 12,967 人（平成 19 年 10 月 31 日～20 年 3 月 31 日）</p> <p>平成 20 年度 46,529 人</p> <p>平成 21 年度 50,640 人</p> <p>2 コスト面</p> <p>市の想定額の範囲内のコストで施設運営ができたと評価できる。</p> <table border="1" data-bbox="512 562 1019 680"> <thead> <tr> <th></th> <th>指定管理委託料</th> <th>市の想定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td>118,625千円 ※1</td> <td>119,650千円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>148,419千円</td> <td>155,199千円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>156,819千円 ※2</td> <td>157,375千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 開館準備委託料23,414千円を除く</p> <p>※2 地域創造からの助成金10,000千円を除く</p>		指定管理委託料	市の想定額	平成19年度	118,625千円 ※1	119,650千円	平成20年度	148,419千円	155,199千円	平成21年度	156,819千円 ※2	157,375千円
	指定管理委託料	市の想定額												
平成19年度	118,625千円 ※1	119,650千円												
平成20年度	148,419千円	155,199千円												
平成21年度	156,819千円 ※2	157,375千円												
3	<p>当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか</p>	<p>上記 2-1-3 の評価のとおり充実したサービスを提供し、市民の芸術文化の発展に寄与する芸術文化施設としての目的を達成していると評価できることから、平成 24 年度以降も指定管理者制度を導入する場合は、業務範囲・実施方法、経費等について、概ね現行を基本とする。</p>												
4	<p>指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか</p>	<p>指定管理者が一定期間継続して中・長期的な計画に基づき事業展開と施設運営を行うことにより、安定かつ柔軟な管理運営と高い専門性を保ちつつ経費を抑制する効果がみられた。</p> <p>指定管理者以外の方法の一つとして自治体直営があるが、長期的な人材配置計画等の利点があるものの、自治体直営では専門性・ノウハウの点からアートセンター基本計画に定めている基本方針等を実現することは実質不可能である。高度な専門知識・経験を有する人材を募集し、雇用することは、コスト面から考えると現実性に乏しい。また、直営における業務委託の方法では、単年度の委託契約となるため、中・長期的な視野をもった事業展開や人材配置計画ができない。</p> <p>アートセンターの管理運営に当たって、その実績から、指定管理者制度を活用することが最適と考える。</p>												

#### 4. 今後の事業運営方針について

<p>指定管理者制度の導入により、優れた芸術文化を提供するとともに、安定かつ柔軟な管理運営と経費抑制の効果がみられた。</p> <p>アートセンターは、市民の芸術文化の発展に寄与するために必要な芸術文化施設であり、市民の芸術文化に対するニーズが多様化する中で、バランスの良い事業内容を展開するためにも、引続き指定管理者による管理運営を行うことが望ましい。</p>
---